

2021年6月17日

報道機関 各位

「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証基準を監修 長崎大学熱帯医学研究所

6月15日、長崎県が進める、新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止に取り組む飲食店を第三者認証する「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」がスタートしました。長崎大学熱帯医学研究所は、この制度において、認証のための基準を監修しました。

この制度は、店舗から申請を受けたのち、調査員が現地調査を行い、必要とされる基準を満たしていれば認証される仕組みで、52の必須項目が設けられています（カラオケを備えた店など店舗形態等によって最大68項目）。これらの項目は、「入店時の対応」「飲食時の周知」「トイレ」など、来店客が入店してから、飲食をし、支払い、退店するまでのプロセスごと、あるいは飲食店スタッフの「業務中」や「清掃・洗濯」などオペレーションごとに科学的エビデンスに基づいた感染防止対策や対応基準が定められています。

認証に必要な項目の監修にあたった長崎大学熱帯医学研究所の金子聡教授は「地元に着目した大学として、地域の活性化に科学的知見を最大限活かしていきたい。この認証制度によって、県民や観光客が安心してお店を利用していただけるようになり、飲食業界や観光業界、長崎の街が活気を取り戻すのに役立てるなら嬉しい」とコメント。この制度の活発な活用を期待を寄せています。

主な項目例

- ・ 入店時の対応 消毒設備の設置と手指消毒の呼びかけ
 体調不良者を入店させない対応
 順番待ちでは対人距離1mを確保する 等、5項目
- ・ 座席では 座席の近くに消毒用アルコールの設置
 滞在時間は2時間以内の徹底 等、7項目
- ・ 業務中 マスクを常時着用する
 業務前の検温・体調確認して記録する 等、9項目
- ・ 清掃・洗濯 ユニフォームは定期的に洗濯する
 ゴミ取扱時はマスクと手袋を着用する 等、4項目

■本リリースに関するお問い合わせ先

長崎大学 熱帯医学研究所 研究所等支援課 総務担当（平日8:45-17:30）

電話：095-819-7008 FAX：095-819-7892

メール：soumu_nekken@ml.nagasaki-u.ac.jp

■「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」についてのお問い合わせ先

長崎県 県民生活環境部 生活衛生課

電話：095-895-2363、095-895-2364 FAX：095-824-4780